

新規指定申請について

居宅介護支援、地域密着事業者、総合事業者として、介護保険によるサービスを提供するためには、①法人であること^{※16}、②必要な人員・設備等を備え、運営基準を満たすこと、③毛呂山町の指定を受けること、が必要です。^{※19}

指定は事業所単位で行われますので、すでに指定を受けている法人が新たな事業所を開設する場合も新規の指定申請が必要です。

●提出書類^{※1・2・3・4・10~14・18}

申請に必要な書類は、「添付書類一覧（指定申請時）」のとおりです。

●申請から指定日までの目安^{※5}

	町内の事業所	町外の事業所 ^{※6}
地域密着型サービス	2~3 か月 ^{※7・17}	15~30 日（10~20 日 ^{※8} ）
居宅介護支援	30~45 日	15~30 日
介護予防・日常生活支援総合事業	20~35 日	15~30 日

●指定日：各月 1 日

●指定の有効期間：6 年間 共通

●申請書の提出先：高齢者支援課介護保険係

●提出方法：持参 または 郵送 メール^{※15}

FAX：049-276-1013

mail：kourei@town.moroyama.lg.jp

●部数：2 部（正・副 各 1 部）^{※9} 事業所控えが不要であれば正本のみを提出してください。

●その他：書類を①指定申請書・②付表・③添付書類の順番で整理します。

根拠法令等（指定の有効期間：6 年）

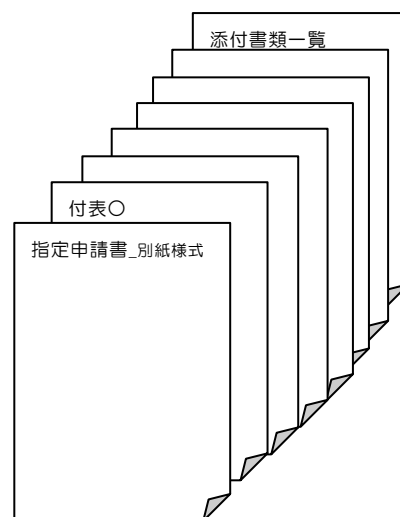
介護保険法 指定居宅サービス事業者：第 70 条の 2
指定地域密着型サービス事業者：第 78 条の 1 2（第 70 条の 2 を準用）
指定居宅介護支援事業者：第 79 条の 2
介護保険施設：第 86 条の 2
指定予防サービス事業者：第 115 条の 11（第 70 条の 2 を準用）
指定地域密着型介護予防サービス事業者：第 115 条の 21（第 70 条の 2 を準用）
指定介護予防支援事業者：第 115 条の 31（第 70 条の 2 を準用）
総合事業：第 115 条の 45 の 6 →厚生労働省令で定める期間

介護保険法施行規則 140 条の 63 の 7 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の厚生労働省令で定める期間は、法第 115 条の 11、第 115 条の 21 及び第 115 条の 31 の規定により読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する期間を勘案して市町村が定める期間とする。

毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱 第 3 条 4 項
→6 年[※] ※令和 3 年の改正により 6 年に統一されました。

【注意事項】
(共通)

- 書類はA4を基準に作成してください。
- 写真を添付いただける場合には、原則としてカラーで印刷してください。内容が鮮明に確認できる場合は白黒可。
- すでに提出したことがある書類（※内容に変更が無いものに限る）は、添付を省略できる場合がありますので、担当者に確認して下さい。
- 様式の定めのないものについては、任意の書式（☞「参考様式も有」）での提出が可能ですが、必要な項目が不足している場合は、追加の提出が必要になる場合があります。
- 日数は目安であり、期限を約束するものではありません。余裕をもって相談及び申請してください。**
- すでに事業所在市町村や都道府県等の指定を受けている町外の事業所が、指定済みのサービスについて、新たに毛呂山町の指定を受ける場合。
- 地域密着型サービス運営委員会の開催が年に数回のため、開催日との兼ね合いによって目安の日数がことなります。
- すでに毛呂山町の指定を受けており、利用者の追加に伴って指定を受ける場合。
- 提出された書類（2部）のうち、1部を指定決定後に事業所控えとして返却します。
- 副本については、原本の添付が必要な書類についてもコピーでの提出が可能です。
- 郵送による返却を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- （別添）添付書類チェックリスト【各付表様式のファイルに有】を付けて申請書類の内容に関する問い合わせ先記入してください。
- 申請に必要な各様式は、毛呂山町のホームページからダウンロードしてください。
- 各種加算の算定にあたっては、指定申請の添付書類一覧に記載の書類の他に、各加算の算定に必要な書類の添付をお願いします。特に介護職員処遇改善加算の算定の際に、計画書の添付忘れが多くみられます。
- メールで提出した場合は、ファイルの形式によっては閲覧することが出来ないため、PDFや紙媒体での再提出をお願いすることがあります。押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャナ等で読み込みPDFファイルを作成してください。
- 一部、法人でなくても指定を受けることができるサービスもあります。



(地域密着型サービス事業所)

- 地域密着型サービス運営委員会での審議が必要となりますので、事前に相談のうえ、地域密着型サービス運営委員会の開催日程を確認して下さい。
- 町外の事業所については、利用者ごとの指定申請が必要です。提出書類（指定申請書・付表・申請対象被保険者・理由書）書類は被保険者ごとに必要な部数を提出して下さい。他添付書類は1組作成し2名以降は省略が可能です。
- 町外の事業所の指定には、事業所が所在する市町村の保険者の同意が必要です。同意が得られない場合、毛呂山町は指定を行いません。**

(宿泊サービスを実施する通所介護事業所等)

- 宿泊サービスを実施する通所介護事業所等は、「毛呂山町における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」を確認のうえ、必要な届出書を提出して下さい。